# 令和８年度　事業計画

## 1.　はじめに

総務省の統計によると、６５歳以上の高齢者は全国で３，６１９万人（令和７年９月概算値)、高齢化率は２９．４％に達し、前年より０．１ポイント上昇しました。北見市においても令和７年９月で６５歳以上は約３万８千人で高齢化率は約３５％となっています。

こうした超高齢社会において、シルバー人材センターは、豊かな経験を持つ高齢者に就業機会の提供を通じて、社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化に貢献しています。

当センターの令和７年度の受注実績については、大幅な落ち込みとなり、対前年比で３千万円以上の減額となりました。

この要因は様々なことが考えられますが、まず市の財政難による収支不足対策のため財政健全化計画を策定し、その取り組みのひとつとして事業の見直しを行うこととされました。その事業の中には、市営住宅の草刈り業務や小学校の管理業務など当センターが請け負っていた多くの業務が含まれていました。

また、長引く経済状況の低迷による物価高騰などから、当センターへの発注を控える企業が多くなっている現状にあります。

こうした状況を踏まえ、幅広い就業開拓と会員確保の取り組みを進めて行かなければなりませんし、会員の就業ニーズが多様化する中、新規就業の発掘とあわせて、多様な働き方が可能となる派遣事業への取り組みも必要です。

シルバー人材センターを取り巻く環境は年々変化し、全国のセンターにもデジタル化の波が押し寄せています。当センターでも、スマホやパソコンを活用した受発注管理、就業情報や会員の管理など積極的に進めています。これを更に進めるためには、昨年同様に会員向けネットサービス「スマイル to スマイル」の登録を増やし、センター業務で利用しているシステムと連動して活用することが、事務の迅速化や効率化にもつながり、会員にとっても利便性が向上するものと考えます。

今年度は、当センターの創立４０周年の節目の年であります。人生１００年時代を迎える中で、働くことのできる高齢者の受け皿として、また、高齢者の快適な居場所として当センターに求められる役割は今後も重要となっております。

センターの基本理念である「自主･自立」「共働･共助」の精神のもと、しっかりと責任を持った就業と助け合いの心を共有することで、会員同士の結束を図るとともに、今後とも地域貢献に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、各関係機関、団体や道シ連とも緊密な連携を図りながら、目標達成に向けて事業を推進してまいります。

## ２．基本方針

（１）事業の普及啓発と就業機会の拡大
（２）会員拡大と知識・技術・技能の向上
（３）組織の運営強化と地区班活動の充実
（４）安全就業の徹底と事故防止
（５）長期･長時間就業の是正と適正就業の遵守
（６）派遣事業の適正な実施と新規開拓
（７）中期５か年計画に基づいたセンター事業の推進
（８）独自事業（腐葉土製造販売）の継続
（９）事務局体制の充実強化と情報共有及びデジタル化に向けた事業促進
(10) 中高年齢労働者福祉センター（指定管理者）の適正な運営管理
(11) 各関係機関、団体との連携強化
(12) 令和８年度事業目標の達成

## ３．事業実施計画

上記１２項目の基本方針にもとづき、具体的な事業内容を次のように計画して、組織をあげて実施していくこととします。

### （１） 事業の普及啓発と就業機会の拡大

① 社会の変化に対応するための資料収集と分析に努めるとともに、報道機関等への情報提供などを通じてシルバー事業の普及啓発を図る。

② 月刊「シルバー情報」を発行し、会員への情報共有をリアルタイムに提供するとともに、センター広報「シルバー北見」を年４回発行し公共施設や関係団体等に配布して、センター事業の普及啓発に努める。

③ ６月の第４日曜日を「奉仕活動日」と定め、日頃の感謝の意を込めて全会員による地域の清掃活動を実施し、併せて各会員が近隣・知友人へ２軒の啓蒙パンフレット配布による普及啓発と就業機会の拡大に取り組む。

④ 全国統一で１０月に実施する「普及啓発促進月間」では、今年度は９月２６日（土）に、会員と役職員によるセンター事業の普及啓発と就業機会拡大に向けた周知と PR を行う。

⑤ 地域の拠点として、担当理事、地区長・班長宅に「シルバー人材センター連絡所」の看板を配置し、市民への周知とシルバー事業の普及啓発に努める。

### （２） 会員拡大と知識・技術・技能の向上

① 市の「広報きたみ」をはじめ、新聞社、地元情報紙「経済の伝書鳩」等を活用し、健康で働く意欲のある会員の確保に努める。

② 道シ連との共催による「シニア応援セミナー」を今年度も開催し、会員確保の強化に努める。

③ 役職員による会社及び賛助会員企業、官公庁訪問による周知、PR と会員の知人、隣近所などへの口コミによる勧誘運動を積極的に推進する。

④　会員の就業に必要な知識・技術・技能の向上のため、「草刈り講習会」「剪定講習会」「清掃講習会」等を含む各種講習会を本年も積極的に開催する。
⑤　職群班の組織化を推進し、職群班の自主的活動（ボランティア活動等）を支援するとともに、各職群のレベルアップと後継者の育成に取り組む。
⑥ 令和６年度に創設した新たな入会制度の周知により、更なる会員確保に努める。

### （３）組織の運営強化と地区班活動の充実

①　公益法人の目的と現状を的確に把握し、センター事業を適正に運営するため、理事会は隔月開催で実施する。
②　地区班会議、地区長・班長会議を定期開催し、地区長・班長・連絡員を中心に地区班組織活動の活性化を図り、事務局職員との意思疎通の場として一層の活用を図る。
③　班の会員数に著しい変動があるところは見直しを検討する。
④　互助会活動については、各種互助会事業に協力していく。

### （４）安全就業の徹底と事故防止

①　会員の安全と就業途上を含む事故を未然に防止するため、年３回安全委員会を開催し、安全パトロールの実施、安全ニュースの発行、「安全標語」の募集、「シルバー情報」に安全啓発や健康に関する記事を掲載、安全就業講習会の開催等、あらゆる機会を通じて安全意識の高揚啓発に努めていく。
　また、会員手帳の携行と万一事故が発生したときは、事故原因の分析、検証と再発防止に向けた検討を行い、指導と改善に努める。
②　就業中に発生する万一の事故に備え、最低限の補償としてシルバー保険（傷害保険、賠償責任保険）に継続して加入する。
　また、追加的保険を希望する会員に対して、団体保険としての「プラス保険」を今年度も互助会の事業として取り扱うこととする。
③　就業にあたって会員の健康管理が最も大切です。そのため、日常的健康の自主管理はもちろんですが、年１回は必ず「健康診断」を受診すること、お薬手帳と健康手帳を携行活用するよう積極的に奨励、周知する。

### （５）長期･長時間就業の是正と適正就業の遵守

①　長期就業の是正については、「適正就業対策推進に関する基準」に基づき、同一発注者に長期間就業した会員には、交替又はローテーション就業を図り、会員に広く就業の場を提供するとともに未就業会員の解消に努める。
　また、長時間就業対象会員については、発注者、会員の了解のもと会員増数の見直しやローテーションを図る中で是正に努める。
②　適正就業については、逐次自主点検を行い、雇用と見なされるものや基

準を超えた就業日数・時間については、発注者・会員の理解を得て調整し必要に応じて派遣事業への移行も含め改善に努める。

### （６）派遣事業の適正実施と新規開拓

臨時的かつ短期的な雇用による就労を希望する会員を対象として、全国シルバー人材センターの基準に沿い派遣事業を実施していく。

今後において派遣への転換が必要と思われる就業、また就労時間の延長による事業拡大・就業拡大が見込めるものについては該当会員・事業所と十分協議の上、積極的に派遣事業の移行を実施し、多様な働き方の推進に努める。

### （７）中期５か年計画に基づいたセンター事業の推進

第四次中期５か年計画（令和６年度～令和１０年度）に基づき、目標の趣旨、具体的目標の５項目についてその達成に向け、引き続き計画に沿った事業の推進に努める。

### （８）独自事業（腐葉土製造、販売）の継続

当センターの腐葉土事業については、平成１７年度より実施し、会員の就業機会の確保とシルバー事業の PR を兼ね、良質の腐葉土を製造し、お客様には品質の良いことで好評を得ており、採算性を重点に適正な人数と作業工程の効率化を図り、収支均衡に努めている。

本事業は会員の貴重な就業の場でもあり、良質な製品が広く市民に浸透していることから、適正な収支を図るべく、販売の強化・周知方法の拡大に努めてきたが、作業会員の高齢化、後継者不足等により課題もある。

これらを考慮し、今後継続可能かの判断等も必要と考えている。

### （９）事務局体制の充実強化と情報共有及びデジタル化に向けた事業促進

① 事務局内の研修、情報交換を充実し、職員相互の連携強化を図るとともに、道シ連及び道東ブロックの研修会、担当者会議等への積極的参加と、事務局職員の資質の向上を常に図っていく。

② 事務能率の向上のため、IT 機器の活用や時代に即した業務内容の見直しと改善を進め、併せて事業のデジタル化に向けて職員のスキルアップを図っていく。（デジタル技術の活用促進）

③ 毎朝の打ち合わせ、月１回の職員会議を通して、職員相互の情報共有を常に図り、明るく楽しい魅力ある職場づくりを目指すとともに、問題発生時には、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の指針に基づき、迅速で適正な対応に努める。

④　会員向けネットサービス「スマイル to スマイル」の登録の普及促進。

### (10) 中高年齢労働者福祉センターの適正な運営管理

当センターは北見中高年齢労働者福祉センター（サンライフ北見）の指定管理の受託を令和８年度に更新し、５年間の指定管理者として事業を行う。

今年度も更なる適正な管理運営に努めるとともに、経費の節減を図り、各教室、講習会の開催や設備の充実に努め、多くの利用者に喜んでいただける施設運営に努める。また、安全に安心して利用いただくために館内清掃、各設備の法定点検、保守管理を定期的に実施する。

### (11) 各関係機関、団体との連携強化

当センターと関わりの深い、北海道及び北見市、北見公共職業安定所をはじめ、全シ協、道シ連、福祉関連等の各関係機関・団体との連携を密にして、シルバー事業の円滑で公正な推進に努める。

### (12) 令和８年度事業目標

| | |
|---|---|
| ①会員数 | ６７０名 |
| ②就業率 | ８４．０％ |
| ③契約金額（請負） | ３７０，０００千円 |
| ④　〃　（派遣） | ２６，０００千円 |